

町長・幹部職員が地域に出向き、町の将来像である「まちがいきいききらめくはりま」の実現に向けて、まちづくりに関するご意見、ご要望などを直接住民からお聞きし、今後の町政に反映させることを目的に開催するものです。

※行政懇談会でいただいた意見の一部を、抜粋して掲載しています。



テーマ「平成29年度予算について」

宮北自治会
7月9日
午後7時～8時50分
宮北公民館
参加者28人



行政 町長より平成29年度予算内容（主要事業等）について説明
自治会 喜瀬川の川底は土で底上げされている状態であるが、水害の恐れはないのか
行政 現時点では水害の心配はないが、土砂がたまつたときは県に浚渫を要望する
自治会 全国に女性町長は何人いるのか
行政 700以上の町があるなかで現職は7人
自治会 65歳以上の人口は何%か。また特別養護老人ホームなどの入所の斡旋は町

がするののか
行政 7月1日現在、65歳以上は26・27%で9千092人入所の調整は緊急度などを考慮しケアマネージャーが行う
自治会 シルバーハンドブックを知らない人が多いが、介護が必要になったとき困るので、普段から知識を得ておく必要がある
行政 「シルバー情報ハンドブック」は3年に1度改訂し、広報と一緒に全戸配布している。今年度改訂であり来年4月に配布する予定
自治会 加古川管内の事件が10年程前に比べ減っているが、播磨町は増えているのだが
行政 加古川警察によると、犯罪件数が増えているというより検挙数が増えているとのこと
自治会 福祉会館の風呂は今後再開されることはないのか。また、事前に住民の意見も聞いて予算編成をしていただきたいかった
行政 福祉会館の入浴施設は延命化を図ってきたが、老

朽化が激しく、再生させるにはかなりの投資を要するため、このような結論に至った。今後は、入浴施設以上のものを展開していきたい
自治会 いきいきセンターの風呂の使用料金は安いですが、駐車場代がかかっています
行政 無料にすると本来の利用者が使えなくなる可能性がある。有料にしている。コミュニティバスが運行できるようにすれば、利用しやすいように検討したい
自治会 防犯カメラの設置状況は
行政 防犯カメラは施設管理の一環として設置していることが多く、道路には設置していない。自治会が設置する場合は、県と町から補助をしている
自治会 少子化が進み、人口減がすすんでいる。若い世代を取り込むなどの施策は

行政 総合戦略と人口ビジョンを作成し、少子高齢化対策を行っている。合計特殊出生率は上昇しており、人口も前回の国勢調査では県下で2番目の伸び率だった。また、子育てしやすい環境の整備に努めており、それが町の魅力として、定住のきっかけになればと思っています
自治会 待機児童はどうか
行政 幼稚園ではないが保育園にはいるので、新規保育所の再度の公募を検討している
自治会 隣近所で助けが必要なの情報を、大まかなものだけでも知らせほしい
行政 今年度「要配慮者実態調査」を行うが、本人の同意が得られなければ提示するのは困難
自治会 土山駅線路側の駐輪場がいつも満車であるので、増やせないのか
行政 ローターリーの東側にも駐輪場がある。また、北側には民間の駐輪場があるので、民業圧迫にならないように考えていきたい

年金

免除された国民年金保険料の追納

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743
保険年金グループ ☎079(435)2581

国民年金には収入の減少や失業などにより保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料の免除・納付猶予制度が設けられています。免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を納めた期間と同じとみなされます。

しかし、老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料免除の承認された期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて免除などの種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除

追納で年金額をアップ

これらの保険料免除を承認された期間や学生納付特例や納付猶予を承認された期間については、あとで経済的にゆとりができたときに、10年以上であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納に関する注意事項

- ①追納できるのは追納が承認された月から起算して10年以内に限られています（例えば、平成29年4月分は平成39年4月末まで）
 - ②追納できる期間の順序は、原則として先に免除された期間からとされていますが、学生納付特例期間及び納付猶予期間は、どちらを優先して納めるかを本人が選択することができます
 - ③保険料の免除若しくは納付猶予を承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます
- 平成29年度に追納する際の保険料は、表の通りです。

追納の手続

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を加古川年金事務所または保険年金グループに提出します。この「申込書」には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっています。追納の申し

追納保険料額（月額）

	全額免除 学生納付特例 若年者納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成19年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
〃 20年度	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
〃 21年度	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
〃 22年度	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
〃 23年度	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
〃 24年度	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
〃 25年度	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
〃 26年度	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
〃 27年度	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
〃 28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

※平成27年度・平成28年度は追納加算額はありせん。

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けたのちに、通知書と納付書が送られてきます。

▼必要書類など
①年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
②認め印